

講義・演習概要 (シラバス)

第2部課程第168期(平成25年10月22日~12月27日)

課目名	6-4 自治体訟務(住民訴訟)
時 限 数	2時限
担当講師	弁護士 松崎 勝 〈プロフィール〉 昭和46年10月 司法試験合格 昭和47年 3月 東京大学法学部卒業 昭和47年 4月 司法研修所入所 昭和49年 4月 判事補佐官(横浜地方裁判所) 昭和52年 3月 判事補退官 昭和52年 4月 弁護士登録(第1東京弁護士会)
ねらい	近年、自治体の支出に対する住民の目が厳しくなっており、住民監査請求や住民訴訟への対応もますます重要となっている。 本講義では、住民訴訟の訴訟要件などにかかる具体的な判例を通じて、住民訴訟の基礎を理解することをねらいとする。
講義概要	第1 はじめに一地方公共団体と訴訟 第2 社会生活と法律―法律の基本(意思主義)について 第3 我が国の訴訟(裁判)制度について 1.訴訟(争訟)とは?、2.法律の解釈について、3.判例について、 4.訴訟(裁判)についての雑学 第4 自治体訟務について 1.訴状が送達された場合の対応、2.第1回口頭弁論期日について 3.その後の進行、4.証人調べ、5.判決言渡、 6.判決に対する不服申立 第5 おわりに 1.裁判において最も重要なこと―事実の確定 2.証拠について―証明力について、3.訴訟に対する心構え
受講上の注意	なし
使用教材	講義レジュメ
効果測定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし